第１回
奥州市都市公園委員会　議事録

令和７年９月１日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第１回　奥州市都市公園委員会議事録

１　委員会開催の日時及び場所

（１）日時　　令和７年９月１日（月）13時30分から
（２）場所　　奥州市江刺総合支所　２階　212会議室

２　議題

（１）付議案件　　議案第１号　奥州都市計画緑地１号藤橋緑地の都市計画変更について

３　会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

（１）会議を構成する者の現在総数　　14名
（２）出席委員数　　11名
　　委員長　　小岩　敬一
　　副委員長　　千田　美津子
　　委員　　鈴木　ゆかり
　　朝倉　義勝
　　髙橋　清
　　岩渕　秀子
　　千田　美恵子
　　佐藤　斉
　　菊池　長
　　佐藤　信治
　　茂庭　甲子
（３）欠席委員数　　３名
　　委員　　髙橋　南枝
　　石川　清
　　鎌田　若也

４　議事

－　13時30分　－

（開会前）資料の確認（千田都市計画課長）

それでは、皆様お疲れ様でございます。開会前ですけれども本日の資料について確認させていただきます。

本日配付しておりますのが、まず次第になります。次が都市公園委員会委員名簿。それから、奥州市都市計画緑地1号藤橋緑地都市計画変更についてという資料の方、１ページから８ページ目までございますので、御確認の方よろしくお願いいたします。

（開会前）市民憲章唱和（菊地都市整備部長）

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、心より感謝申し上げます。

私、都市整備部長の菊地といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、奥州市市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。

市民憲章は次第の裏面に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段を御唱和ください。

わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。
一　ふるさとを愛し　いきいきと働くことができるまちをつくります
一　すすんで学び　文化のかおり高いまちをつくります
一　みんなが手をつなぎ健康で明るいまちをつくります

皆様ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

（開会前）委嘱状交付（菊地都市整備部長）

開会前に委嘱状の交付を行います。代表の方に委嘱状をお渡しさせていただき、他の委員の皆様には、それぞれの席に委嘱状を置かせていただいておりますのでよろしくお願いします。
それでは、奥州市観光物産協会、小岩様、前にお進みください。

（開会前）委嘱状交付（小野寺副市長）

委嘱状、小岩敬一様、奥州市都市公園委員会委員を委嘱します。任期は、令和７年９月１日から令和９年８月31日までとします。令和７年９月１日、奥州市長倉成淳。よろしくお願いします。

（開会前）委員の紹介（菊地都市整備部長）

それでは改めまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。
紹介は、名簿の読み上げにて代えさせていただきます。一般社団法人奥州市観光物産協会専務理事兼事務局長　小岩敬一様。　（小岩委員）はい、小岩です。よろしくお願いします。
一般社団法人奥州市スポーツ協会水沢体育館副館長　鈴木ゆかり様。　（鈴木委員）鈴木です。よろしくお願いします。
奥州市スポーツ少年団本部長　髙橋南枝様、まだ到着されておりません。
奥州市行政区長連絡協議会会長　朝倉義勝様。　（朝倉委員）はい。よろしくお願いいたします。
奥州市身体障害者福祉会会長　髙橋清様。　（髙橋委員）はい。髙橋です。よろしくお願いします。
奥州市老人クラブ連合会事務局長　石川清様、本日欠席でございます。
奥州市地域婦人団体協議会副会長　千田美津子様。　（千田委員）はい。よろしくお願いします。
奥州商工会議所女性会　副会長　岩渕秀子様。　（岩渕委員）岩渕と申しますよろしくお願いいたします。
前沢商工会女性部部長　千田美恵子様。　（千田委員）千田です。よろしくお願いします。
一般社団法人奥州青年会議所事務局次長　鎌田若也様、本日欠席でございます。
奥州市校長会会長　佐藤斉様。遅れて御出席でございます。
奥州市子ども会育成連合会会長　菊池長様。　（菊池委員）はい。菊池です。よろしくお願いします。
奥州市建設業協会副会長　佐藤信治様。　（佐藤委員）よろしくお願いします。

一般社団法人岩手県造園組合水沢分会代表　茂庭甲子様。　（茂庭委員）よろしくお願いします。

以上、それぞれの関係団体より御推薦をいただきました14名の皆様でございます。
なお、当委員会は、奥州市都市公園条例第２条の規定により、都市公園の設置及び管理に関し、審議する市長の附属機関となります。また、奥州市都市公園委員会規則第２条第２項の規定により、任期は２年となっておりますので、よろしくお願いいたします。

－　13時36分　開会　－

（１）開会（菊地都市整備部長）
改めまして、ただいまより令和７年度第１回奥州市都市公園委員会を開会いたします。
まず、会議の成立について御報告申し上げます。本日は委員14名中、欠席通告委員２名、出席委員10名の御出席をいただいております。
奥州市都市公園委員会規則第４条第２項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり、小野寺副市長より、御挨拶を申し上げます。

（２）挨拶（小野寺隆夫副市長）
皆様、大変お疲れ様でございます。
令和７年度第１回奥州市都市公園委員会の開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。
本日は、本委員会を招集いたしましたところ、委員の皆様には何かと御多用の折、御出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素から当市、都市計画やまちづくり行政につきまして、格別の御協力を賜り心より御礼申し上げます。
本委員会は、都市公園の設置及び管理に関し、多様な視点から審議していただく機関として設置するものであり、この度それぞれの関係団体の皆様に委員をお願いし、御快諾いただきましたこと、重ねて感謝を申し上げます。
公園は、市民の皆様にとって、憩いと安らぎの場であることはもちろん、スポーツや文化活動等の多様な活動の場であり、また、有事の際には、避難場所等にもなる生活において、常に密着し、生涯にわたり関わる機会の多い大切な施設だと考えております。
委員の皆様におかれましては、これからの社会ニーズや情勢に合わせた今後の公園のあり方などの視点を含め、お知恵を拝借して参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
本日は、現在、国土交通省により、水沢黒石地区において進められております。大久保地区堤防整備事業に伴い必要となる奥州都市計画緑地１号藤橋緑地の都市計画変更について御審議をいただきます。
治水対策事業も、安全、安心な市民生活に欠かせないものであり、市としても、早期の整備実現に向け、強く推進していきたいものでございます。委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。
本日はよろしくお願いいたします。

（３）委員長及び副委員長の互選（菊地都市整備部長）
それでは、次第３の委員長及び副委員長の選出を行います。
委員長及び副委員長は、奥州市都市公園委員会規則第３条第１項の規定により、委員の中か

ら互選となっております。
本来であれば、臨時議長を選出し、執り行えばよいところではございますけれども、事務局にて進行させていただくことをお許し願いたいと思います。
互選の方法について、いかように執り行えばよろしいかお諮りいたします。
どなたか、御発言ございませんでしょうか。

（菊池委員）
事務局案がございましたら、お示しいただきたいと思います。
（菊地都市整備部長）
ただいま菊池委員から事務局案があれば示していただきたいとの御発言がございました。
ただいまの御発言について事務局の方で推薦させていただくということで御異議ございませんでしょうか。

－　全委員より、異議なしの声あり　－

（菊地都市整備部長）
異議なしとの声がありましたので、事務局から推薦をお願いいたします。

（千田都市計画課長）
それでは事務局より、委員長及び副委員長を御推薦申し上げたいと存じます。
委員長に小岩敬一委員、副委員長に千田美津子委員を御推薦申し上げます。

（菊地都市整備部長）
それでは、委員長、副委員長それぞれ選任についてお諮りしたいと思います。
まず、小岩委員を委員長とすることに御異議ございませんか。

－　全委員より、異議なしの声あり　－

異議なしと認めます。よって、小岩委員が奥州市都市公園委員会委員長に選任されました。
続きまして、千田委員を副委員長とすることに御異議ございませんか。

－　全委員より、異議なしの声あり　－

異議なしと認めます。よって、千田委員が奥州市都市公園委員会副委員長に選任されました。
小岩委員千田委員の御２人におかれましてはよろしくお願いいたします。
早速ではございますけれども、奥州市都市公園委員会規則第３条第２項の規定により、委員長は会議の議長となることとされております。委員長は、議長席へ御移動ください。

－　小岩委員長　議長席へ移動　－

それでは、委員長就任にあたり御挨拶を頂戴したいと思います。小岩委員長よろしくお願いいたします。

（小岩委員長）
ただいま、皆様の承認をいただきまして委員長に就任いたしました。
奥州市観光物産協会専務理事の小岩敬一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
このような役職は不慣れというところではございますが、思い返してみますと、平成23年から３年間、私、黒石地区センターの方に勤務していたことがございまして、その当時から一帯の堤防整備を国交省の方に要望してきた経緯がございます。そういう中で、今回、その堤防整備が実現される中での、この都市公園の計画変更だということで、もう、当時の思いからすれば諸手を挙げて賛成でやりたいところでございますが、そこは、皆様の慎重な審議をいただきながら、公平な目で審議していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
副市長からの挨拶でもありました通り、本日の審議案件と本委員会の役割とお話がございましたが、それらを踏まえまして、しっかりと審議をしていきたいなと重ねてよろしくお願いします。
それではそれぞれの見識、立場から、御意見を賜りまして、会議の進行に御協力いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いします。

（菊地都市整備部長）
会議を進める前に大変申し訳ございませんが、小野寺副市長におきましては、これから所用がございますので、ここで退席となりますので御了承願います。

－　小野寺副市長　退席　－

（菊地都市整備部長）
議事に入る前に、先ほど小野寺副市長の方からの御挨拶にもございましたけれども、本日の議題としております公園の関係ですが、実は、奥州市が合併いたしまして、この公園委員会を開催するのは初めてとなります。
これまで公園関係で、こういった議題とする機会がございませんでした。今回初めて、公園の都市計画を変更するといったところで開催する運びとなりました。
ちょっと大規模なものに関して、こういった委員会を開くということになっておりますので、皆様にお集まりをいただいているものでございます。
先ほどより申し上げているように国土交通省の方で北上川堤防を苦労して進めていただいているところでございますが、昨年度、令和６年度に黒石地区の大久保地区が事業採択になりまして、事業が進められることになっております。
それで堤防の区域を設計したところ緑地の方にかかるということになりまして、このような手続きが発生してきたということで御理解をいただきたいと思います。

４　議事
（菊地都市整備部長）
それでは、次第４の議事に入ります。
ここからの進行は小岩委員長にお任せしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

（小岩委員長）
それでは次第４の議事に入ります。
議案第１号　奥州市都市計画緑地１号藤橋緑地の都市計画変更についてを議題といたしま

す。
　私の方の職務ということで進行いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。
　本日の委員会につきましては、奥州市の情報公開条例第23条の規定に基づきまして公開となりますのでよろしくお願いいたします。
　それでは早速、お手元の資料によりまして、議事に入って参りますが、先ほど申し上げました議案第１号につきまして、事務局の説明を求めます。よろしくお願いします。

（千田都市計画課長）
　議長。

（小岩委員長）
　はい。千田課長どうぞ。

（千田都市計画課長）
　はい。都市計画課長の千田でございます。
　私の方から、当市の都市計画公園及び藤橋緑地の概要について御説明をいたします。着座にて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。
　それでは、正面のスクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。
　まず、資料１ページをご覧ください。奥州市の都市計画公園及び緑地の都市計画決定の状況でございますが、当市では37箇所の公園、緑地などの約102.05ヘクタールを都市計画決定してございます。その内訳は、街区公園に26箇所、近隣公園５箇所、地区公園１箇所、総合公園２箇所、運動公園１箇所、墓園１箇所、緑地１箇所を都市施設として定めてございます。
　このたびの都市計画変更では、赤く囲んでいる部分となりますけれども、都市計画緑地第１号藤橋緑地に係る変更手続きを進めるものでございます。
　続きまして、資料２ページをご覧ください。藤橋緑地の設置の経緯といたしましては、昭和53年に作成いたしました緑のマスタープランにおいて、市民のレクリエーション機能を有する藤橋河川公園として位置付けを行い、昭和56年５月に都市計画決定をいたしました。同年７月から都市公園事業を導入いたしまして、順次整備を進めてございます。昭和62年３月の7.2ヘクタールの供用開始後、河川区域の境界が未確定等の理由から、平成８年３月をもって事業を休止し現在に至っている状況でございます。
　続きまして、資料３ページをご覧ください。こちらが、都市計画決定の区域となります。本緑地は、水沢黒石町字鶴城及び姉体町字大明神下地内の国土交通省所管、１級河川北上川の左岸側の河川区域に位置してございます。国道343号と主要地方道一関北上線との交差点、藤橋と近接した約9.2ヘクタールを区域決定してございまして、緑色の線の区域が藤橋橋緑地となります。
　整備当時は、北上川東部地区における主要な運動施設として、地域住民に利用されておりましたが、平成に入りまして、北上川水辺プラザ、水沢ふれあいの丘公園、黒石小学校のグラウンドが新たに整備されまして、近隣に多様な代替施設が整備されたことによりまして、現在は、低調な利用状況となっているところでございます。
　以上が藤橋緑地の概要となります。今回の都市計画変更の詳細につきましては、担当より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

（及川都市計画係長）

私、都市計画係長の及川です。それでは、今回の都市計画変更に係る内容につきまして御説明させていただきます。

資料の４ページを御覧ください。まず今回の都市計画変更が必要となりました、堤防整備事業について、概要を説明させていただきたいと思います。こちら、本緑地は、北上川沿線の河川区域内に位置しており、沿線の大久保地区、鶴城の町ですが、ここは堤防整備事業では、大久保地区ということで事業が進められております。当地区は、平成14年、19年の洪水発生時に床上浸水等の大規模な浸水被害があった箇所でございます。

ついては、以前より早期の治水対策が求められており、国土交通省におきましても北上川中流部緊急治水対策として、喫緊の堤防整備が計画されていた地区でございます。

現在、本治水対策については、令和４年度に国土交通省による住民説明会、それから測量調査等が実施されまして、このたび堤防区域が確定したことに伴いまして、令和７年６月に当市に、都市計画緑地からの堤防区域除外の協議があったことから、都市公園法第16条に基づき都市計画変更の手続きを進めるものでございます。

このように、14年、19年の洪水時に住家のところまで水が来て大きな被害が出たところでございます。

続きまして、資料５ページをご覧ください。こちらが堤防整備事業の計画であります。元図は、国土交通省の方で作成した計画でございます。このように、大久保地区、鶴城の町を囲むように堤防が整備される形になります。こちら国道343号線の正法寺方面に上がっていくＴ字交差点から、こちら、藤橋がありまして、羽田地区の方に向かう一関北上線の交差点に取りつくような形で計画されております。なお、この堤防上部は、道路として、整備後は使っていくということで計画しているようでございます。また当然、藤橋緑地も相当面積残ってございますので、そちらの方に、進入する道路も、この堤防整備事業の方で整備をしていただく予定となってございます。

こちらにも書いてあるとおり、本図は、７月時点のものでございます。今後、住民の皆様との協議や計画変更等によって修正の可能性があることをお含みおきください。実際、まだ変更の可能性もあるということで御認識ください。

それでは、資料６ページの方を御覧ください。今回の都市計画変更により、この藤橋緑地の面積が現在約9.2ヘクタールの区域となってございます。このうち1.1ヘクタールが堤防整備に係る面積、堤防区域となりますので、その分、減りまして、8.1ヘクタールに面積を都市計画変更するものでございます。資料５ページに戻りまして、藤橋緑地の区域が薄い緑で斜線になっている部分でございます。この、赤い線が堤防の計画線で、この緑の濃くなっている部分が、今回、堤防にかかる区域ということでございます。

では、続きまして資料７ページでございます。こちらについては、これまで御説明した計画変更の内容をまとめた都市計画変更の理由でございます。読み上げをもって、こちらの変更理由の説明とさせていただきます。

本緑地は、奥州市水沢黒石町字鶴城及び姉体町字大明神下地内の国土交通省所管１級河川北上川の河川区域に位置し、国道 343 号と主要地方道一関北上線との交差点、藤橋と近接した約 9.2 ヘクタールの都市計画緑地である。

昭和 53 年に策定した緑のマスタープランにおいて、市民のレクリエーション機能を有する藤橋河川公園として位置付け、そのうち 9.2 ヘクタールを昭和 56 年５月に都市計画決定し、同年７月から都市公園事業を導入し整備を行い、昭和 62 年３月に 7.2 ヘクタールの供用を開始している。

本緑地に隣接する大久保地区は、堤防が無く、平成 14、19 年の洪水時に床上浸水等の甚大

な浸水被害が発生していることから、以前より早期の治水対策が求められている。
　これを受け、国土交通省は、北上川中流部緊急治水対策として、当該地区の堤防整備を計画。令和４年度に事業着手し、住民説明及び測量調査等を実施した。
　今般、堤防整備事業の進捗に伴い整備区域が確定したことから、本緑地と堤防整備区域が重複する部分を緑地区域から除外しようとするものである。
　以上が変更理由でございます。
　続いて、資料８ページ、こちらが今回の都市計画変更の変更計画図となります。先ほどからの説明のとおり、藤橋緑地については、この赤と黄色の線を合わせた部分が約9.2ヘクタールで、緑地として都市計画決定されております。このうち、先ほどの、濃い緑の区域に堤防がこのように整備されますので、この部分の黄色い部分が堤防にかかる部分の約1.1ヘクタールございまして、これが今回変更後の赤の区域に変更になり、約8.1ヘクタールの区域となるものでございます。
　説明は以上でございます。それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（小岩委員長）
　ありがとうございます。ただいま議案第１号に関する説明が終わりましたので、ただいまから審議に入ってまいりますが、御意見や御質問等がございましたら御発言いただきたいと思います。
　御発言の際は挙手をいただきたいと思います。何かございませんか。

（千田副委員長）
　はい（挙手）。

（小岩委員長）
　どうぞ。

（千田副委員長）
　大きなことではないのですけれども、これまでの間、浸水被害等を現場で見ることがありました。今度きちんと整備されるということで本当にうれしく思います。
　ただ最終的には、まだ地元との協議等により修正等の可能性があるということですが、今後の進め方については、どのようなことが考えられるか、どのような手順になっていくのかその辺をお伺いしたいと思います。

（小岩委員長）
　ただいま、どちらかというと堤防事業自体の進捗ですね、今後の進捗ということでございますので、もしわかる範囲で、御説明いただければと思います。

（及川都市計画係長）
　はい。議長（挙手）。

（小岩委員長）
　どうぞ。

（及川都市計画係長）
　議長の方からも御発言のとおり、この事業自体、国土交通省様の事業でございますので、私どもから発言することは、正確性や責任を持てる発言にはなりませんが、私どもが、こちらの都市計画変更を進める上で、国土交通省様からいただいているお話の方を少しさせていただきます。
　資料の４ページ左下を御覧ください。事業の実施状況ということで、先ほどの説明の中でもお話しましたが、まず令和４年度に住民説明会及び測量調査ということで、堤防を造るということについては、当然ながら住民の皆さんの合意をいただき、令和５年度には、更に事業説明会ということで、先ほど示したような図面、もっと粗い計画ではあったようでございますが、そちらの方で事業説明会をして、そして令和６年度に境界立ち会いをした上で設計に取り掛かったようでございます。境界立ち会い及び設計を行い、大体の堤防の区域が確定しましたので、令和７年度、今年度については、用地交渉にあたっていくということで聞いております。今後その用地交渉等の状況を見ながらとのことです。それから言われていますのが予算です。今後の国土交通省側の予算の確保状況を見ながら事業を進めていくということで、令和８年度については、詳しくは、こちらの方ではお聞きしていない状況です。

（菊地都市整備部長）
　議長（挙手）。
　私の方から補足ですが、今回の堤防は、実は道路との兼用堤という形になります。水沢の市街地から、黒石地区に向かって藤橋を渡ると一関北上線と交差しますが、羽田地区や江刺地区の方や鶴城地区の町に曲がる方、真っ直ぐ向かう方となっておりますけれど、あそこのところで、実は、この道路が完成すると真っ直ぐ山の方に抜ける道路が右側に堤防が出来るので、右側の方に右折するような形になり、黒石の正法寺に上がっていくところに繋がる形になります。反対側の鶴城の町の入口からは向かうことが出来ますが、Ｔ字路的な感じになりまして、周りの皆さんが通るところが、これまでの状況と変わるというような形になります。動線が変わるということになります。
　ですので、これまで低い部分は大雨の際には浸水して、通れなくなることがありましたけれど、一般的に一関北上線を通るときには、この部分については、堤防の上を走るということで浸水しないということで、回避されるかなと思います。周りの人に影響する部分はその動線が変わるということが挙げられるということです。以上です。

（小岩委員長）
　はい。ただいま補足もありましたが、他に何か質問等ありませんか。

（菊池委員）
　議長（挙手）。

（小岩委員長）
　どうぞ。

（菊池委員）
　今の話で、藤橋から真っ直ぐ向かって右に曲がるようになるとのことですが、もう真っ直ぐ行けなくなるということですか。

（菊地都市整備部長）
　そうです。行けなくなるということです。

（小岩委員長）
　他にありませんか。私から質問してもよろしいでしょうか。
　現在のこの緑地公園の利用状況をお知らせいただきたいと思いますし、また、今回１ヘクタール減になるというところで、その辺は影響があるのかどうか、見通しの方お願いしたいと思います。

（及川都市計画係長）
　議長（挙手）。

（小岩委員長）
　はい。お願いします。

（及川都市計画係長）
　現在の藤橋緑地の利用状況でございますが、先ほどの経過でも御説明したとおり、かなり古くから整備した緑地でございます。そして、この間、平成14、19年と大きな水害もあって完全に緑地も浸水していること。また、それ以外の雨の時でも浸水していることもございます。
　このような状況で、例えば黒石小学校が建替えされ立派に整備されておりますし、それからふれあいの丘公園、Ｚアリーナですね、これら整備も進みまして、黒石地区の皆さんも、そちらの方で、例えば地区の運動会や、地区のスポーツなどをやるようになってございまして、現在としては、たまに散歩の方があるなどの利用のようでございます。特に緑地で運動会などのそういった利用の方はないということで確認しているところです。

（小岩委員長）
　ありがとうございます。他にありませんか。

（佐藤委員）
　はい（挙手）。

（小岩委員長）
　お願いします。

（佐藤委員）
　この委員会としては、このように公園面積が減りますよという形なのか、このようになることによって公園の見直しとか、堤防のあり方とかもう少し考えて話をするとか、どの程度のことが出来るものなのか。

（千田都市計画課長）
　議長（挙手）。

（小岩委員長）

はい。お願いします。

（千田都市計画課長）
基本的には、もともと都市公園自体は、ほぼ、ある程度の部分を保全という考え方が強いわけでございますけれども、都市公園法の第16条の方のただし書きがございまして、基本的に大いに公益性があるものに関しては除外ができるという規定と、あと土地を借用していた場合に、土地を返還しなければいけない場合も都市公園の除外ができるということ、あともう１つは、もしもその都市公園を除外する場合、新たに都市公園を設けるような形で、都市公園の面積を変えないように、代替を作るという考えの３つのただし書きがございまして、今回の件につきましては、公益性が高い堤防を整備するということで、今回は除外という形でお話をさせていただいてございます。また、先ほど、委員の方からお話がありました、緑地に係る見直しとかの部分につきまして、このようにしたほうが良いのではという意見についてもお聞きしたいというところでございます。
今回は、あくまでも堤防にかかる除外の部分がメインという形でございますので、御理解の方をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

（小岩委員長）
よろしいでしょうか。今回の議案としては、この緑地１号の計画変更についてよろしいでしょうか、意見はございませんかという形の審議をしていただいておりますし、また、皆さんから、そうではなく、この都市公園自体の計画について審議すべきだということがあればまた機会を設けて、もしくは市の方で計画があるのであれば、それについて審議いただくという場面もあろうかと思います。そのような形になろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（佐藤委員）
はい。

（小岩委員長）
それでは他にございませんか。

－　挙手する者なし　－

（小岩委員長）
質疑、御意見の時間につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。
それでは、採決に入らせていただきます。お諮りいたします。本日、議題といたしました議案第１号につきまして、本案に対し、当委員会として「異議なし」と決することに賛成される方の挙手をお願いいたします。

－　全員「挙手」　－

（小岩委員長）
出席委員全員の賛成を得ました。ありがとうございます。
よって、議案第１号　奥州都市計画緑地１号藤橋緑地の都市計画変更については「異議なし」

とし承認されました。ありがとうございます。
　本日の議事は以上となります。最後に委員の皆様から、この議事以外で何か御質問等があれば、この際、御発言いただければと思います。

（佐藤委員）
　はい（挙手）。

（小岩委員長）
　お願いします。

（佐藤委員）
　任期が令和９年８月までなので、今後のスケジュールとか何かそういう大まかな予定的なものはあるのか、何か議題がある度にこうやって集まるのか、年間の中で集まるものなのか、２年間の内にこういう計画やスケジュールみたいな何か議題みたいなものは出せないのでしょうか。

（小岩委員長）
　事務局の方で今あるスケジュール等がありましたら教えていただければと思います。

（千田都市計画課長）
　はい（挙手）。

（小岩委員長）
　お願いします。

（千田都市計画課長）
　今回、今後のスケジュール等につきまして提示しているものはございませんけれども、私どもの方で考えている案件として、現在、水沢公園の再整備の計画を検討しているところでございまして、その部分の検討が進みまして、構想がまとまった段階では、委員の皆様に御説明をさせていただきたいと思っておりますし、その後に都市計画変更等も関わってくることがございますので、段階的になるかもしれませんけれども、今年中に御説明できるか分かりませんが、来年の構想が固まった段階では、皆様の方に御説明させていただきたいと考えてございます。以上です。

（小岩委員長）
　よろしいですか。

（佐藤委員）
　はい。

（小岩委員長）
　他にありますか。

－　挙手する者なし　－

（小岩委員長）
　それでは、議事の部分につきましては以上といたします。
　皆様の御協力によりまして、職務を努めることができました。ありがとうございます。
　では、議長を下ろさせていただきます。事務局、以降の進行をお願いいたします。

（菊地都市整備部長）
　御審議ありがとうございました。
　それでは、次第に戻りまして、その他でございます。事務局より連絡事項がございます。

（及川都市計画係長）
　それでは、本都市計画変更に係る今後のスケジュールについて、御説明させていただきます。
　本日、都市公園委員会様の方の御承認をいただきましたので、今後、都市計画変更の事務処理要領に基づき手続きを進めてまいります。まずは、住民説明会の方を開催させていただき、同時並行ではございますが計画案の公告、縦覧ということで、今日お示ししたような資料をホームページ等で公開いたしまして、広く市民の皆様の意見もお伺いしたいと思います。
　住民説明会や縦覧の方で、特に大きな意見もなくまとまりましたらば、続きまして都市計画審議会、都市計画決定をする場合、必ず都市計画審議会の諮問を受けなければいけませんので、そちらの方にお諮りしたいと思います。そちらの方で答申を受けましたらば、続きまして岩手県知事協議をいたしまして、回答をいただきましたら都市計画決定の告示及び縦覧を行い手続き完了となります。
　こちらについては、住民説明会までの周知期間や都市計画審議会の招集期間等、一定期間が必要でございますので、今の目論見としましては、年度内、１月末から２月位には決定になるのではないかとの予定でございます。以上でございます。

（菊地都市整備部長）
　事務局からは以上でございます。
　当市としては、黒石地区の今回の治水対策事業が円滑に進むように市としても、協力しながら、事業の方を進めて参りたいと思っておりますので、よろしく御理解、御協力のほどお願いしたいと思います。
　それと先ほど今後のスケジュールの部分でお話がありましたけれども、合併後、今回初めてこの都市公園委員会を開かせていただきました。こういった国の事業関連で藤橋緑地の都市計画変更が必要という大きな案件で今回、御意見を伺ったということでございます。
　今後、水沢公園の方で案件がありそうだと、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。ただ、その時期はまだ不確定なところがございますので、確定しましたらば、また、御協力いただくような形になるかと思いますのでよろしくお願いいたします。
　本委員会は、頻繁にお集まりいただくということではございませんので、そこのところは、御理解をいただきたいと思います。
　それでは、これをもちまして、令和７年第１回奥州市都市公園委員会を閉会させていただきます。会議進行に御協力いただきまして大変ありがとうございました。

－　14時17分　閉会　－